

学校法人北里研究所コンプライアンス推進規程

平成 22 年 4 月 1 日制定
平成 28 年 11 月 1 日改正
2022 年 5 月 20 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）における、コンプライアンスの推進について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令及び本法人の諸規程並びに教育研究、診療等に係る固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 職員等とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 本法人の役員、専任職員、嘱託職員及び臨時職員
 - イ 本法人の派遣職員及び業務委託契約等に基づく派遣労働者
 - ウ 本法人が設置する大学等の在学生等
 - エ その他、特に理事長が認めた者
- (3) コンプライアンス違反事案とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 法令（本法人における規程、規則等を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - イ 職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - ウ その他本法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(コンプライアンス推進委員会)

第 3 条 理事長は、本法人におけるコンプライアンスの推進にかかる制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うため、コンプライアンス推進委員会を設置する。

(内部通報制度)

第 4 条 「公益通報者保護法」に基づき、本法人におけるコンプライアンス違反事案の早期発見と是正を図ることを目的として、内部通報制度を設ける。

(内部通報の方法等)

第 5 条 内部通報の方法等について必要な事項は、「学校法人北里研究所内部通報規程」に定める。

2 人権侵害（ハラスメント）に関する通報は、「人権侵害（ハラスメント）防止のため

のガイドライン（指針）」により対応する。

3 研究活動上の不正行為に関する通報は、「北里大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則」等により対応する。

4 公的研究補助金等の不正使用に関する通報は、「北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則」等により対応する。

（他の規程等との関係）

第6条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスの維持及び推進、コンプライアンス事案の通報、相談、調査等に関し別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、法人本部法務部が担当する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-02587号）

この規程は、2022年6月1日から施行する。